

人事院公示第 2 4 号

人事院は、人事院規則 8—1 8（採用試験）第 8 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 6 年人事院公示第 2 2 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 6 月 1 0 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第 4

種類ごとの名称	区分試験	受 験 資 格
経験者採用試験 (係長級 (事務))	(略) 府省合同 B	(略) 試験年度の 4 月 1 日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一～八 (略) 九 昭和 23 年文部省告示第 47 号第 20 号から第 24 号までに規定する資格を取得した日 11 年 十 昭和 23 年文部省告示第 47 号第 25 号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる 12 年の課程を修了した日 11 年 十一～十九 (略)
総務省経験者採用試験 (係長級 (技術))		試験年度の 4 月 1 日において、次の各号のいずれかに該当する日 (二以上あるときは、当該日のうち最も古い日) から起算して 12 年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職

別表第 4

種類ごとの名称	区分試験	受 験 資 格
経験者採用試験 (係長級 (事務))	(略) 府省合同 B	(略) 試験年度の 4 月 1 日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一～八 (略) 九 昭和 23 年文部省告示第 47 号第 20 号から第 23 号までに規定する資格を取得した日 11 年 十 昭和 23 年文部省告示第 47 号第 24 号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる 12 年の課程を修了した日 11 年 十一～十九 (略)
総務省経験者採用試験 (係長級 (技術))		試験年度の 4 月 1 日において、次の各号のいずれかに該当する日 (二以上あるときは、当該日のうち最も古い日) から起算して 12 年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職

		業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１６条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第２７条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七 （略） 八 昭和２３年文部省告示第４７号第２０号から第<u>２４号</u>までに規定する資格を取得した日 九 昭和２３年文部省告示第４７号第<u>２５号</u>に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる１２年の課程を修了した日 十 （略）			業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１６条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第２７条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七 （略） 八 昭和２３年文部省告示第４７号第２０号から第<u>２３号</u>までに規定する資格を取得した日 九 昭和２３年文部省告示第４７号第<u>２４号</u>に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる１２年の課程を修了した日 十 （略）
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	(略)	(略)	国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	(略)	(略)
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も		地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も

		古い日) から起算して 11 年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七 (略) 八 昭和 23 年文部省告示第 47 号第 20 号から第 24 号までに規定する資格を取得した日 九 昭和 23 年文部省告示第 47 号第 25 号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる 12 年の課程を修了した日 十 (略)			古い日) から起算して 11 年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七 (略) 八 昭和 23 年文部省告示第 47 号第 20 号から第 23 号までに規定する資格を取得した日 九 昭和 23 年文部省告示第 47 号第 24 号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる 12 年の課程を修了した日 十 (略)
(略)		(略)	(略)		(略)

2 この決定による改正は、令和8年6月10日から効力を発生する。